

福井県ミニバスケットボール連盟 加盟登録規定

1. チームの構成に関して

(1) ねらい（日本ミニ連資料より抜粋）

- ①子供たちにミニバスケットボールの楽しさを十分に味わわせること。
- ②各地に広くミニバスケットボールのチームが存在するよう図ること。
- ③チームに所属した子供に可能な限り多くのゲームに参加させること。

(2) 日本ミニ連加盟登録規定の第2条第2項

- ①単一学区児童で構成されたチームを原則とする。
- ②単一学区児童のみでは活動できない場合のみ、近隣の同一条件校との合体(連合、複数校)を認める。
- ③他学区にチームが普及していない場合等、諸条件が地域により違いがあるため、上記①②をそのまま当てはめることができない場合も多い。その際、(1)の日本ミニ連のねらいをもとに加盟の適否を判断する。連合(複数校)チームの場合の学校別、学年別人数と連合の経緯、適否等について十分考慮されることが望ましい。また、加盟登録は、活動しているチームを構成している全員を対象としている。

単に連合(複数校)チームが良いという訳ではない。チームが合体(連合)しなければならない理由と、対象になる児童の生活や活動の基盤がどこにあるかが大切である。これはルールであると同時に、指導者のモラルの問題である。

(3) 新設・解散・統合等

- ①チームの新設・解散については、事前に所属地区連盟に問い合わせることとする。
- ②チームの統合(合併)については、所属地区連盟を通じて申告し、県連盟の承認を必要とする。

2. 児童の入部に関して

(1) 入部する児童は、所属地区内のチームに入部することができる。

3. 競技者の移籍に関して

(1) 特別な理由がない限り、チーム移籍は認めない。

(2) 移籍が認められる「特別な理由」は次のとおりとする。

- ①転校の場合
- ②児童、保護者、指導者間のトラブルにより活動できない状態に陥った場合
- ③チームの存続が困難になった場合、チームが新規登録した場合

(3) 特別な理由が発生した場合は、所属地区連盟を通じて申告し、県連盟の承認を必要とする。その際、当事者に必要な書類の提出を求める場合がある。指導者、保護者同士の暗黙の了解や勝手な解釈や判断で事態を進行させないこと。

(4) 移籍を認める時期、また選手の大会参加資格については、県連盟理事会が決定する。

※地区とは・・・

県全域を5ブロックに分け、それぞれ福井地区・坂井地区・奥越地区・丹南地区・嶺南地区とする。

この規定は、平成29年4月23日より施行する。